

判決年月日	平成 2 4 年 2 月 2 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）10203号		
○ 原告ほか 1 名が商標登録を受けたところ、第三者から登録異議の申立てがなされ、特許庁が商標法 4 条 1 項 1 1 号に基づき上記登録を取り消す旨の決定をしたが、上記商標は、引用商標とは類似せず、商標法 4 条 1 項 1 1 号には該当しないとして、上記決定が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

（要旨）

本件は、原告ほか1名が、「VOSS」の欧文字と「フォス」の片仮名を二段に併記してなる本件商標につき登録を受けたところ、第三者が、上記商標は引用商標と商標及び指定商品のいずれにおいても類似し、商標法4条1項11号・15号に該当するとして登録異議の申立てをし、特許庁も、商標法4条1項11号に基づく上記第三者の主張を容れて、本件商標の登録取消決定をした。

そこで、これに不服の原告が、上記決定の取消しを求めたものである。

本判決は、以下のとおり、本件商標は引用商標とは類似せず、商標法4条1項11号に該当しないと判断し、上記決定を取り消した。

「本件商標は、・・・その上段に『VOSS』の欧文字、下段に『フォス』の片仮名が記載されている。

そして、証拠（甲14の1、乙1ないし4）によれば、『VOSS』とはノルウェー産のミネラルウォーターのブランドで、ノルウェー語で『滝』という意味を有し、ノルウェーの山間の小さな町の名であるが、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語では『VOSS』という語は日常レベルの語としては存在しないことが認められ、以上からすれば、我が国において、本件商標から特段の観念が生じるとはいえず、また、本件商標の下段に『フォス』と記載されていることから、原則として『フォス』との称呼が生じるものといえる。

この点につき、本件決定は、本件商標においては『VOSS』の欧文字部分から、これを英語風に読んだ『ヴォス』の称呼が生じる旨認定し、被告もその旨主張する。確かに、『VOSS』を英語読みすると『ヴォス』となる（乙5参照）ため、本件商標からは『ヴォス』との称呼も生じ得るものと解される。

しかし、一般に、欧文字と仮名文字とを併記した構成の商標において、その仮名文字部分が欧文字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無理なく認識できるときは、仮名文字部分より生ずる称呼が、その欧文字部分より生ずる自然の称呼とみるのが相当である。

そして、本件商標においては、『VOSS』の下段に『フォス』と大きく記載されており、これが『VOSS』の読みを特定したものと無理なく認識できるから、本件商標の称呼は基本的には『フォス』であると認めることができる。」

「次に、引用商標１及び２は、①パイプをくわえた男性の斜め横顔のイラスト、②『三得利』の文字部分、③イラストの周りを取り囲む『BOSS COFFEE COFFEE BOSS COFFEE』の文字部分、④『BOSS』の文字部分、⑤ラベル風図形及びそこに記載された『伯斯』（引用商標１）又は『博斯』（引用商標２）の文字部分、の各構成要素を結合した結合商標であり、その称呼は『ボス』、『ボスコーヒー』ないし『サントリーコーヒーボス』であるものと認められる。

また、引用商標３は、①経線と緯線のみが描かれている地球儀を背景にした、パイプをくわえた男性の斜め横顔のイラスト部分、②イラストの周りを上下に取り囲む『SUNTORIY COFFEE BOSS』の文字部分、からなる結合商標であり、その称呼は『ボス』ないし『サントリーコーヒーボス』であると認められる。

そして、我が国でのサントリー関連会社の缶コーヒー取引の実情に関する証拠（甲１３，乙１２，１３）からすれば、引用各商標からは『缶コーヒーのボス』といった観念が生じるものと認められる。

もっとも、引用各商標は、いずれも、『パイプをくわえた男性の斜め横顔』の大きなイラスト部分が存在するため、引用各商標からは『パイプをくわえた男性』の観念も生じ得るものと解される。」

「以上を前提とすると、本件商標と引用各商標とでは、そもそもイラストの有無を含め、外観において大きく異なる上、観念においても、本件商標からは特段の観念が生じないのに対し引用各商標からは、『缶コーヒーのボス』や『パイプをくわえた男性』といった観念が生じるものである。

そして、本件商標からは、基本的に『フォス』との称呼が生じるのに対し、引用各商標からは、『ボス』、『ボスコーヒー』ないし『サントリーコーヒーボス』との称呼が生じ、ここでも非類似というべきである。」

「以上のとおり、本件決定が『本件商標と引用各商標とは類似する』とした判断は誤りというべきであり、指定商品の類否について判断するまでもなく、本件商標と引用各商標につき商標法４条１項１１号を適用した本件決定は誤りである。」